

福祉系高校生介護福祉士取得支援奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ユニットケア推進センター（以下、「この法人」という。）の定款第46条に基づき、この法人が行う「福祉系高校生介護福祉士取得支援奨学金（以下、「奨学金」という。）給付要綱」（平成28年5月25日 理事会決定）により実施する奨学金給付に関し必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の奨学生となる者は、経済的支援を必要とする全国福祉高等学校長会加盟校の福祉系高校の生徒であって、在学する学校長の推薦を得た者で、かつ当該高校を卒業後、地元の特別養護老人ホーム等に関わる社会福祉法人等に就労する意欲のある者とする。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の種類及び額は次のとおりとする。

- (1) 奨学金 月額 10,000 円
- (2) 就職支度金 140,000 円

(奨学金の給付期間)

第4条 奨学金の給付期間は、奨学金の給付を受けることとなった者の在学する学校の最短修業年限の終期までとする。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の給付

(申請方法)

第5条 奨学生志望者は、奨学生願書に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する学校長を経て申請しなければならない。

- (1) 学校長の推薦書
- (2) その他この法人が必要と認める書類

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の決定は、応募者の中から、この法人に設置する「奨学金給付選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）の選考を経て会長が行

う。

2 奨学生を決定したときは、決定通知書により在学する学校長を経由して、本人に通知する。

3 選考委員会に関する規程は、会長が別に定める。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、原則として6月分を一括して給付する。

2 前項の給付は、指定の口座に送金するものとする。ただし、特に必要があると認められた時は、在学する学校長に委託して給付することができる。

(奨学金の給付停止)

第8条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の給付の復活)

第9条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が消滅し、在学する学校長を経由して奨学金給付の再支給を願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の打ち切り)

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適正でないとき
- (4) 第11条の規定を履行しないとき
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (6) その他奨学金を要しない理由が生じたとき

第3章 各種届出

(生活状況等の報告)

第11条 奨学生は、毎年度末に生活状況報告書及び成績証明書を在学する学校長を経由して、この法人に提出しなければならない。

2 卒業年度末については、卒業後の進路等を報告しなければならない。

(奨学生の異動届)

第 12 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学する学校長を経由して、速やかにこの法人に届けなければならない。

- (1) 休学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき

(奨学生卒業後の進路)

第 13 条 奨学金の給付を受けた者は、原則として、この法人に関わる社会福祉法人等に 2 年間就労するものとする。

- 2 奨学金の給付を受けた者は、第 1 項の就労について、卒業後 2 年間毎年 1 回、別に定める「就労状況等報告書」をこの法人に提出するものとする。

(細則)

第 14 条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附則)

この規程は、平成 28 年 10 月 12 日より施行する。